

## 令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査 (令和 5 年度調査) の調査票の回収率等について

### (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及び ICT の活用状況に関する調査 研究事業

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
事業所調査票	198,203	10,000	5,664	56.6%	52.0%
都道府県・市町村調査票	1,788	1,788	921	51.5%	51.5%

(令和 6 年 1 月 31 日時点)

### (2) 介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
介護老人保健施設調査票	4,212	1,500	535	35.7%	35.1%
介護老人保健施設 入所者 調査票		1,500	430	28.7%	27.7%(のべ 4,206 人分)
短期入所療養介護(老健)利用者 調査票	※	※	205	※	※
介護医療院調査票	764	763	313	41.0%	38.5%
介護医療院 入所者 調査票		763	247	32.4%	31.0%(のべ 1,581 人分)
短期入所療養介護(介護医療院) 利用者 調査票	※	※	38	※	※

(令和 6 年 1 月 31 日時点)

※対象者数が特定できないため空欄とした。

### (3) 個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
介護老人福祉施設調査票(個室ユニッ ト型)	3,589	3,585	1,843	51.4%	51.4%
介護老人福祉施設調査票(多床室型)	4,820	3,500	1,418	40.5%	40.5%
介護老人保健施設調査票(個室ユニッ ト型)	488	486	160	32.9%	32.9%
介護医療院調査票(個室ユニット型)	11	11	5	45.5%	45.5%
自治体調査票	1,788	1,788	1,096	61.3%	61.3%

(令和 6 年 1 月 31 日時点)

(4) LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
LIFE関連加算算定事業所調査票	51,693	8,064	3,977	49.3%	49.3%
LIFE 関連加算未算定事業所調査票	67,880	2,000	805	40.3%	40.3%

(令和6年1月31日時点)

※郵送分については令和5年9月12日時点

(5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

調査票名	母集団※ <sup>1</sup>	発出数	回収数※ <sup>2</sup>	回収率	有効回収率※ <sup>3</sup>
事業所管理者調査票	909(874)	909	361(324)	39.7%	39.4%

(令和6年1月31日時点)

※1 ( ) 内の数値は、介護保険総合データベースより、3ユニットと想定された事業所(定員19人以上27人以下、または利用者数23人以上の事業所)のうち、回答から3ユニットではないことが判明した事業所を除いた数(未回答の集計対象外の事業所を含む)。

※2 ( ) 内の数値は、集計対象となった回答数。

※3 母集団及び回収数の( ) 外の数値から算出。白票の2票を除く。

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
タイムスタディ調査票	21事業所	21事業所	21事業所	100.0%	100.0%
訪室回数記録調査票	21事業所	21事業所	21事業所	100.0%	100.0%
職員向け調査票	21事業所	21事業所	21事業所	100.0%	100.0%
利用者家族向け調査票	—	21事業所	8事業所	—	—

(令和6年1月31日時点)

※ 実証事業に参加があった事業所数を「母集団」の欄に記載している。

※ 「利用者家族向け調査票」は、回答対象数が事業所ごとに異なり母集団の数が把握できないため、実証事業に参加があった事業所数を「発出数」の欄に記載し、回収率は算出していない。

(6) 認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
管理者調査票	10,329	10,329	2,107	20.4%	20.4%
修了者調査票	27,965	※	3,505	※	※

(令和6年1月31日時点)

※修了者票の母集団は調査対象地域の名簿上の令和4年度修了者数である。

研修修了者へは施設・事業所からのメール転送を依頼し調査票を配布したが、修了者が施設・事業所から既に異動・退職している場合や、メールの転送による依頼がなされていない場合があることから、発出人数が把握できないため、回収率は算出していない。